

平成27年
10月から

マイナンバーが皆さんに通知されます

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)を指定して、国民の利便性向上や行政の効率化を図るための制度です。市では、10月からのマイナンバーの通知に向けた準備を進めています。

マイナンバーとは

日本国内の市区町村に住民登録のあるすべての方に通知される12桁の番号です。

中長期在留資格者や特別永住者などの外国籍の方にも通知されます。

マイナンバーの通知は、マイナンバーが記載された「通知カード」の送付によって行われます。

なお、法人にも13桁の番号(法人番号)が、国税庁長官から通知される予定です。

マイナンバー導入の効果

マイナンバーは、社会保障、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。また、安全・安心な仕組みで、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。

これによって、国や地方公共団体などの情報連携が可能になります。期待される効果としては、大きく分けて次の3つのことがあげられます。

■国民の利便性の向上
社会保障サービスの申請時に必要な課税証明書などの書類の添付が省略されます。

公平・公正な社会の実現

所得の把握がさらに正確になり、適正・公平な課税につながります。

不正受給を防止します

また、年金などの未払い、不正受給を防止します。

行政の効率化

国や地方公共団体などでさまざまな情報の照合・転記・入力などに要している時間や労力が軽減されます。そのため、作業の重複などの無駄も削減され、市民にとって手続きがスムーズになります。

個人情報保護対策

■ネットワークの安全確保
マイナンバーが含まれる個人情報、一元管理は行わず、国や自治体などは行政手続きに必要な場合のみネットワークを通じて情報の照合・提供を行います。

また、他の自治体の保有する情報を照会するときは、番号を暗号化するなど安全に配慮します。

さらに、マイナンバーを取り扱う職員に対しても、アクセス制限や、不正利用防止・情報漏えい防止などについて研修を行います。

特定個人情報保護評価の実施

マイナンバーを取り扱う国や地方公共団体などの機関は、

安全対策が十分に取られていることを確認するため、法律により特定個人情報保護評価の実施と評価書の作成・提出が義務づけられています。評価書は、個人のプライバシーなどへの影響やリスクを予測・分析し、情報漏えいなどのリスクを軽減するための措置などの内容をまとめたものです。

問企画経営課 ☎310

作成した評価書は、国の特定個人情報保護評価委員会へ提出した後、順次、市ホームページで公表しています。

■利用範囲の制限
マイナンバーは、法律や条例で規定された目的以外の利用はできません。他人のマイナンバーを不正に入手することがあった場合は、処罰の対象になります。

マイナンバーは次のような場面で使います

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。

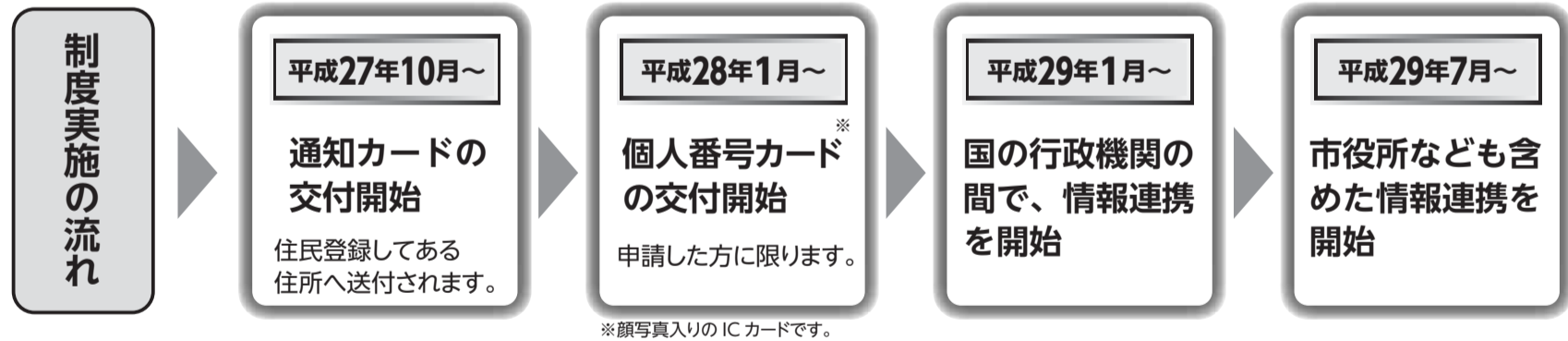
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。

保険会社や証券会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します。

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します。

市民の皆さんは行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります

今後のマイナンバーのスケジュール



マイナンバーに関する問い合わせ

☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
【英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語は
☎0570-20-0291 (全国共通ナビダイヤル)】
受付時間 午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

マイナンバー
コールセンター

※通話料がかかります。

ホームページ

■内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

■国税庁「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」ホームページ
※法人番号に関する問い合わせ
<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

